



雪道

雨戸を開けると、冷気がサッと吹き込んで肌を刺す。軒下には30センチもあろうつららが並び、つららの下から見る世界は一面の銀世界。

早速、誰も歩かない雪の上に自分の足跡をつけてみる。何かすがすがしい気分が満足して、子供の頃の自分を呼び覚ます。

“兄弟が多かったせいか、長くつも満足なものではなく破れて水もれがしていた。それでも、2キロの田舎道は子供達にとって格好の遊び場だった。……………”

ふと我に返ると、今来たばかりの足跡が降りしきるボタン雪の中にかき消えて、あたり一面茫々としてひとり佇むと、めぐる雪華は音もなく、時間さえも凍りつく不思議な世界。

雪は別世界への誘惑者。そしてこの道はメルヘンの世界へとつづく心のエアポケット。

今月のおもな行事

- 1日～2日 全国統計主管課長会議(行政管理庁) 個人企業経済調査ブロック会議(長野県)
- 5日～6日 商業調査ブロック会議(群馬県)
- 5日～8日 地方統計職員業務研修(基礎)(ときわ荘)
- 6日～7日 関東ブロック県民所得推計研究会(千葉県) 住宅統計調査 北海道・東北・関東ブロック報告会(福島県)
- 9日 刊行物研究会(行政管理庁)
- 11日 建国記念日
- 20日～21日 昭和54年度教育統計関東甲信静ブロック説明会(神奈川県) 労働力特別調査研修会(総理府) 漁業センサス電算処理中央講習会(東京)
- 22日～23日 地方統計職員業務研修(専門)(大洗・曙荘)

統計制度の問題点と今後の方向

— 統計法を中心に —

「統計制度の問題点と今後の方向」といった大それた課題で文章を書くことは、経験の浅い自分の十分なし得るところではないが、1年有余の経験をもとに、考え得るところ以下数点について述べてみようと思う。勿論、前述の如く統計そのものの理解が十分でないので、指摘の行き過ぎ又は不十分な点については大方の御叱正を仰ぎたく筆をとった次方であります。

題目が大きいので、これを項目別に述べてみたいと思う。

まずその第一は、現在、指定統計の大部分が中央集計のため、地方においてその結果の利用までには相当の日時を要することである。調査収集され、なお審査されたものは、中央へ送付すると共に地方においても利用を可能ならしめる必要についてである。

その第二は、しばしば問題となっている個人の秘密の保護ということである。これは、個人・法人を問わず、その収入・支出の金額等事業内容を含む調査が著しく多いので、この解決策を考慮すべきであろう。

その第三は、統計調査員対策である。統計調査員については、統計を作る第一線にあって直接被調査者と接し、調査数字をあげてくる重要な人達である。この人達に対する身分保障・報酬等の処遇について不十分なものがあるために、その確保の困難性については、次第にその度を加えてきているので、この問題に対する対策を十分考えるべきであろう。

これら問題点の解決のために、まず統計法の指向するところを見ると共に、問題点の細部について検討してみたい。

1 統計法の目的

統計法は戦後公布されて、地方自治法と同時に施行されたものであって、(実際は昭和22年の5月1日と5月3日で2日違い)地方公共団体にとって極めて関係深く意義あるものである。

統計法の目的とするところは、三点あげられており、その第一点、統計の質を高めることであって

- (1)統計の真実性を確保すること
- (2)統計の体系を整備すること

第二点は、統計報告の量を調整すること。

第三点は、統計制度の改善を図ることであると統計法に規定されている。(統計法「以下法という。」第1条)

統計の質を高めることについては、はやくも大正5年に出された内閣訓令第1号「統計の進歩改善に関する件」が次のように述べている。統計は、「単に計数を列ね体裁を整うるをもって能事にあらず」と。すなわち、統計は、決して儀礼や装飾、玩具ではなく、賢明な行政および政策を樹立するために用いる実際的な道具なのであるから、その水準を高め、内容を向上させることは、統計行政法のまづもってねらいとするところでないならぬ。

統計の真実性を確保すること

統計の真実性とは、要するに正確性と客観性(または信頼性)を確保することである。すなわち、「統計表において示さんとする事実において、統計が正確に数量的に語っているや否や。」また、「事実なるものが……果して客観的事実なるや否や」について疑念を残さぬものでなくてはならない。統計に基づいて政治や行政を行おうという時に、その統計が偏した不正確な統計であったならば、疑いもなく、これによって行われる政治や行政の方向を誤らせることになるからである。

こういったからといって、統計上の数字が完全に正確で、方に一つの誤りすらないとか、そのことが可能であるとかいうのではない。むしろその反対に「統計調査は大量の観察に関係しているということのために、調査上の誤りは免れ得ない」と言われる様に、統計にはゆらい偶然的にも意識的にもある程度の誤差を伴うことは、避けられない宿命といってよい。

しかしそれは、統計理論の進歩によって誤差の限度を理論的に判定することができ、調査方法の改善によって調査実施の過程において生ずる誤りを、できるだけ避けることもできる。わが国の実際においても、行政面あるいは法規面からの措置として、国民に対し一方には統計申告を義務づけ(法第5条)、他方には個人の秘密を守らせ(法第14条、第15条)、あるいは調査従事者に対し実地調査の権限を与え(法第13条)などの方法を講ずることにより、統計の真実性を保持しようとしているのである。

統計の体系を整備すること

たとえ真実を持った統計であっても、必要度があまり高くなかったり、また必要な統計が欠けていたり、あるいはいくつかの統計が互いに比較ができ補完しあうように関連づけられていなければ、決してよい統計を持つ国とは言えないであろう。

一国といわず、一県・一市町村においても、その政治、経済、文化および社会の構造並びにこれらの推移を全体として把握できるようにしなければならぬ。それには、一面において統計が体系化され相互に有機的に組み合わせられ、他面において規格化された分類法、統一された単位、あるいは定式化された用語に従って統計が編成されて、必要な統計が必要な時に即座にとり出せるように整備されてはじめて、完備した統計が備わり、それが高度に利用される用意ができたと言いうるであろう。

わが国の法制は指定統計の制度を設け、その内容を承認し、その実施・変更または中止を求め、あるいはその改善を勧告することを規定しているのである。(法第8条)さらに、用語の定義、各種の分類その他の統計の基準を設定し統一することなどの規定を設けているのは、もっぱら上記の目的のためであろう。

2 国の統計調査の地方における利用

早期公表について

指定統計の公表の方法については、法第15条に基づく法施行令第7条で「官報その他の刊行物で行う」と定められており、更に官報以外の刊行物による場合は、行政管理庁長官に報告しなければならないことになっている。しかもその刊行物の名称は、官報で公表することになっていて屋上屋の重複感を与えている。

しかし、時間に追われるような経済社会の変化著しい現代においては、官報・その他の刊行物による結果の公表のほかに、磁気テープ、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ及び電子計算機からの出力用紙等の新媒体による結果の公表が可能のように政令第7条を改正すべきものと思う。

なお、これら新媒体による結果の公表を行うに際し、その新媒体による公平性の確保等特別に措置が必要なことに

ついては公表基準を設定すべきであろう。

地方集計について

現在、地方自治体で独自に行っている定期的統計調査は、著しく体系を欠き、極めて初歩的なものを行っているにすぎない。又、全く行わないものも少なくない。その主な理由は、主要な統計は殆んど国が行っているからだと思われる。これを逆に言えば、地方における統計の利用については、国が行う統計調査の結果を地方で利用しうる「形と時期」において与えられなければならないことを意味するものである。従って、地方集計を行うことは、地方自治行政に対して、もっとも有力な科学的資料を提供するのに役立つことになり、更に、これが骨格となって、これを補完するために地方独自の調査が体系的に発展することを促す結果となろう。

ではここで、実際に、地方公共団体が、開発や福祉等の計画策定に必要とする統計数字を得るために行う地方集計の事務手続に触れておく。

現行法においては、法第15条第2項の規定によって、行政管理庁長官の承認を必要とすることになっており、次の各事項を記入した申請書正副2通を調査実施者を經由して提出することになっている。市町村が、この申請をするときは、大部分県を經由して行うことになる。

- (1)指定統計調査の名称 (2)調査票の使用目的
- (3)調査票の使用上の範囲 (4)使用する調査票の名称
- (5)使用する調査事項 (6)使用方法 (7)使用期間
- (8)使用場所 (9)結果の公表方法および公表時期
- (10)転記書類の使用後の処置

調査票の使用には、申告者の秘密保護の観点など取扱いには特に留意しなければならない。

地方集計の問題点

前述した地方集計を行うためには、単に法規定があるということでは十分ではない。地方公共団体には、これを行うための人員も必要であろう。県の場合はまだしも、市町村の場合には、これに対する人員配置というものは考慮されておらず、単に地方交付税の中に見積られているというにすぎない。ために国の調査についても提出期日に遅延する市町村が、常にいくつか数えられる。

このことは、前記の如く国が行う調査の地方での早期利用を図ることを第一義とすることは勿論であるが、現在、市町村については、国統計についても人員配置が図られていないと言うことは、統計に対する力点のおき方が変わってくると思われる。市町村は、現実に眼の前に実施しなければならない対住民の行政を多くかかえているので、国統計が軽ろんぜられるというより後まわりになり期日に遅れる事態も生じているのである。

このことは、単に期日のみでなく内容においても審査が不十分で、県段階で手を加えているのであって、県の人員勢力もそのために裂かれることになり、マイナス現象が、連鎖反応となって、末端の調査員から電子計算機に入る国の上部にいたるまで及んでいるのではないだろうか。

地方集計結果の利用上の注意点

この様にして集計された結果は、地方調査の範囲が、全数調査か抽出調査かによって異ってくるものと思う。全数調査は、全国、地方を問わず全体が調査対象とされているもので、これを小単位である市区町村或は地区で発表することも問題は少ないと思われるが、過疎地区或は商工業地域によって問題が残る調査もある。

抽出調査については、その方法・選択度合い・抽出数等問題とすることが多い。これを地方において公表する場合推計の方法によっては、実状と異なる結果が現われるので危険性があると言わねばならないので注意を要する。

次回は、統計における秘密の保護と調査員制度の問題点を考える予定です。

〔参 考〕

統 計 法

昭和22年3月26日法律第18号 同年5月1日施行

(法の目的)

第1条 この法律は、統計の真实性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

(指定統計)

第2条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって行政管理庁長官が指定し、その旨を公示した統計をいう。

(指定統計調査)

第3条 指定統計を作成するための調査(以下指定統計調査という。)は、この法律によってこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

② この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令(地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。)でこれを定める。

③ 主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、行政管理庁

長官に協議しなければならない。地方公共団体の長又は教育委員会が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(国勢調査)

第4条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

(申告義務)

第5条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

② 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成人者若しくは禁治産者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告をする義務を負う。

第6条 削除

(指定統計調査の承認及び実施)

第7条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、左に掲げる事項について、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得なければならない。但し、第16条但書の規定による場合において、第3号の事項については、この限りでない。

- 1 目的、事項、範囲、期日及び方法
 - 2 集計事項及び集計方法
 - 3 結果の公表の方法及び期日
 - 4 関係書類の保存期間及び保存責任者
 - 5 経費の概算その他行政管理庁長官が必要と認める事項
- ② 前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に行政管理庁長官の承認を得なければならない。
- ③ 行政管理庁長官は、必要があると認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

(指定統計調査以外の統計調査)

第8条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第1項第1号に掲げる事項を行政管理庁長官に届け出なければならない。但し統計報告調整法(昭和27年法律第48号)の規定により行政管理庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

- ② 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、命令でこれを定める。
- ③ 行政管理庁長官は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(指定統計調査の事務の監査)

第9条 行政管理庁長官は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣総理大臣に上申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告することができる。

(統計官及び統計主事)

第10条 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、総理府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

- ② 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、地方公共団体に統計主事を置く。
- ③ 統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し、行政管理庁官の承認を得た場合は、この限りでない。
- ④ 統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。
- ⑤ 統計官は、総理府事務官、各省事務官、総理府技官若しくは各省技官又はこれらに相当する政令で定める職員(以下この項において「国家公務員」という。)で、左の各号の1に掲げる資格を有するものの中から、第1項に定める行政機関の長(外局の長を含む。)が命じ、統計主事は地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条に規定する事務職員若しくは技術職員又はこれらに相当する政令で定める職員(以下この項において「地方公務員」という。)で、左の各号の1に掲げる資格を有するものの中から、地方公共団体の長又は教育委員会が命ずる。
- 1 統計調査に関する事務に国家公務員又は地方公務員として通算して2年以上従事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ行政管理庁長官がその事実を認定することを要するものとする。
 - 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士と称し得ること。
 - 3 学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校又は文部大臣がこれらと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、卒業したこと。
 - 4 行政管理庁長官が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する国家試験に合格したこと。
 - 5 前各号に掲げる資格の外、行政管理庁長官が統計調

査に従事するに適当な資格を有すると認定したこと。

第11条 統計官又は統計主事は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に転ぜしめられた場合には、

行政管理庁長官に、その事情を述べることができる。但し、別に勅令で定める場合はこの限りでない。

② 前項の場合には、行政管理庁長官は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本属長官に、統計主事については、その者の進退に関する権限を有する者に述べるすることができる。

(統計調査員)

第12条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

② 統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

(実施調査)

第13条 第10条第1項に規定する者、同条第2項に規定する者、同条第3項但書に該当する者及び前条に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

(秘密の保護)

第14条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

② 前項の規定は、行政管理庁長官の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない。

(結果の公表)

第16条 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。但し、行政管理庁長官の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

(資料等の提出及び説明の要求)

第16条の2 行政管理庁長官は、この法律の実施に関し必

要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。

(指定統計調査の実施に対する協力)

第17条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(指定統計調査に関する事務の委任)

第18条 政府は、政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又は教育委員会に委任することができる。

(権限の委任)

第18条の2 行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第2条及び第7条に定める権限を統計主幹（行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）第5条第1項の統計主幹をいう。）に委任することができる。

(罰則)

第19条 左の各号の1に該当する者は、これを6箇月以下の懲役若しくは禁錮又は5,000円以下の罰金に処する。

1 第5条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者

2 第5条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

3 第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

4 指定統計調査の指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は5,000円以下の罰金に処する。

② 前項に掲げる者が、行政管理庁長官の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の指定により定められた

公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを5,000円以下の罰金に処する。

- ③ 職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

第20条 この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。〔昭和22年4月勅令第163号により、昭和22年5月1日から施行〕

第21条 資源調査法〔昭和4年法律第53号〕、明治35年法律第19号〔国勢調査ニ関スル件〕及び大正11年法律第52号〔統計資料実施調査ニ関スル件〕は、これを廃止する。

第22条 前条の法律に基く勅令又は命令は、この法律によって発せられた勅令又は命令とみなす。

第23条 この法律の施行後3箇月以内に行う指定統計調査については、統計委員会が承認した場合に限り、第7条の規定による承認を得ないで、これを実施することができる。

統計法施行令

昭和24年5月31日政令第130号

内閣は、統計法の一部を改正する法律（昭和24年法律第132号）の施行に伴い、統計法（昭和22年法律第18号）に基き、及びこれを実施するため、統計法施行令の全部を改正するこの政令を制定する。

（指定統計の公示）

第1条 統計法（以下「法」という。）第2条及び第4条の規定による指定の公示は、行政管理庁告示で行う。

2 調査実施者は、前項の規定により公示された指定統計を作成するために用いる調査票には、公示された指定番号及び指定統計の名称を記載しなければならない。

（政令で定める職員）

第1条の2 統計官に係る法第10条第5項に規定する政令で定める職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第99条に規定する労働基準監督官とする。

（統計職員養成機関等の指定）

第2条 法第10条第5項第4号の規定による指定は、行政管理庁告示によって公示する。

（統計調査員の職員）

第3条 法第12条に定める統計調査員は、各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会の指揮監督を受け、

指定統計調査の調査票の配付及び取集その他指定統計調査に関する事務に従事する。

（実施調査事項）

第4条 法第3条第2項の規定に基いて定める命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定めた規則を含む。）には、法第13条の規定により行政管理庁長官の承認を得た事項を明記しなければならない。

（実地調査の証票）

第5条 法第13条の規定による証票は、調査実施者が交付するものとし、別記様式により交付するものとする。

（調査票の目的以外使用の承認の告示）

第6条 法第15条第2項の規定による公示は、行政管理庁告示によって行う。

2 前項の告示には、行政管理庁長官が承認した指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用者の範囲を明示しなければならない。

（結果の公表の方法）

第7条 法第16条の規定による公表は、官報その他の刊行物で行う。

2 官報以外の刊行物で公表を行う場合には、調査実施者は、当該刊行物の名称及び発行の年月日を行政管理庁長官に報告しなければならない。

3 行政管理庁長官は、前項の規定により報告を受けた刊行物の名称及び発行の年月日を官報で公表しなければならない。

（地方公共団体の長又は教育委員会に委任する事務）

第8条 法第18条の規定により政府が地方公共団体の長又は教育委員会に委任できる事務は、第2項に規定するものを除き、申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査区の設定、調査票の配付、取集、審査及び集計、指定統計調査の結果の公表、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務とする。

2 行政管理庁長官は、法第10条第5項第1号但書に定める事実の認定の事務を都道府県知事又は都道府県の教育委員会に委任することができる。

（権限の委任）

第9条 法第2条及び第7条に規定する行政管理庁長官の権限は、統計主幹が行う。

統計研修に期待する

行政管理庁 統計審査官 小山 弘彦

去る12月16日、総理府統計研修所の新庁舎落成の式典に出席した。晴れ上った初冬の日ざしの中に「アイボリー・ホワイト」の4階建の新庁舎は、新年からの研修開始を期待して、つつまじやかに静かなたたずまいをみせていた。

この機関は大正10年に設立され、半世紀を遙かに越える歴史を持つ古い研修機関でありながら、なぜか今まで研修本来のための庁舎に恵まれなかったようである。ちなみに、先日まで使用していた庁舎は、総理府統計局における昭和36年の電子計算機導入に伴って、その運営のために新築されたものであり、電子計算機部門が、43年統計局現庁舎の新築に伴い、そこに引越しをし、統計研修所は、その後を使用して10年余の間、到底研修用施設とは言えない中で、不便を忍びながら研修を続けてきたのであった。

私は統計局勤務中に、統計研修所の職員を兼ねていたことがあり、講師を10年続けていたこともある。また51年から53年にかけては、この研修所の新築に際し、予算要求、設計、更に着工直前は日照権問題を中心とした付近住民の建築反対の声に対する説得等に、たまたまの縁で実務的に携わってきたが、これら諸過程においては常に、統計研修の将来の需要を考慮して、実用的な庁舎とすることを目的に対処してきたつもりである。幸い、費用は要求をほぼ100%満たすことができ、工事も全く順調に進んできたことを知り、一息ついた訳である。今後は、この庁舎が、21世紀に向い、また21世紀においても、日本の統計の発展向上に側面から寄与する意味で、統計実務の専門家及び統計を理解できる有為な人材を数多く輩出することを期待したい。

近年、統計は、行政は言うに及ばず、あらゆる分野において、企画、立案、整理、分析、評価等、事象の科学的処理の手法として、広く活用される基礎科学であると同時に、電子計算機の日進月歩の発達に伴い、その活用はますます高度化かつ多様化してきている。

このような時代にあって、統計研修のもつ役割は極めて大きい。事実、国及び地方公共団体の職員を対象とする統計研修は、統計研修所、全国統計協会連合会、都道府県等を中心に数多く開催されている。その体系は、統計需要から概ね次のように分類できよう。即ち、

統計部門においては、

- ① 統計の作成に関する研修
- ② 統計の利用に関する研修

統計以外の部門においては、

③ 統計手法の適用に関する研修

であり、実態は、統計研修所が①～③、全国統計協会連合会及び都道府県が①と②に関する研修を実施している。また、研修の期間と内容は、統計の紹介または基礎に関する研修、理論及び応用を中心とした研修、特定分野に焦点を当てた研修等、その目的に応じて相異及び特徴がある。しかし、研修は講義、演習、討論等を通じて、基本的には統計実務を円滑、正確かつ効率良く処理できる人材を、あるいは広くあるいは層厚く育成するために実施されていることには変りがない。

行政機関の職員を対象とした研修の意義は、次の3点に要約されるであろう。

- ① 実務に必要な統計理論を、講義演習などにより習得する……統計に対する理解と親しみを深める。
- ② 統計行政、並びに統計調査の企画、実施から、結果の製表、分析、統計の活用に至る広範な流れの中で、自分の仕事がどのような位置にあるかを知る……統計業務全般に関して認識を深める。
- ③ 研修生がお互いを知り合う……行政機関の職員として、広く統計の整備、活用に寄与し合う。

また、研修の効果については、次のように考えられよう。研修生は、限られた短い期間で、一気に統計の深奥に達するのは到底無理なことである。すべての研修に共通なことであるが、研修においては、一般に、自分で問題を解決して行くための物の考え方と、考え方のヒントを会得すること、及び統計に関する常識を豊富にすることを目的として努力することが肝要である。講義、演習等も、このようなことを目的として展開されるのである。これらを背景に、研修の効果は、研修前と多少でも異なった感覚と広い眼で、研修後の業務処理ができることにあると言える。

したがって、研修後は、統計に関する問題解決に当たって、自ら解決の糸口を見つけ、効率の良い解決方法を組立て、解決して行く習慣を養うことを修了生に期待したい。そうすることにより、統計に関する諸知識が、初めて常識として定着するようになる。

問題を科学的に考察、整理または処理する基礎的手段として、統計は、今後一層その需要を増して行くことであろう。それに伴い、今後とも一層充実した統計研修が企画し実施されることを、併せて期待するものである。

歩み続けて300号

「統計いばらき」が今月号で300号を迎えました。一口に300号と言っても、昭和28年1月に「茨城調査時報」として復刊されてから実に26年余の年月が経ったことになる訳です。よくもまあ、飽きもせず続いたものだと思います。統計はその時代、その時代の裏方ですから、休刊せずに続くことは、それなりの意味があると思います。

この機会ですから、昔からの題名の変遷をみてみると以下のとおりです。

茨城統計(隔月) 昭和10年1月号(No.1)～昭和15年3月号(No.30)

——(中 断)——

茨城調査時報 昭和28年1月号(No.1)～昭和33年3月号(No.63)

統計茨城 昭和33年4月号(No.64)～昭和51年4月号(No.266)

統計いばらき 昭和51年5月号(No.267)～今月号(No.300号)

また、復刊第1号には、現在でも日本統計界の重鎮である森田優三先生(現在亜細亜大教授)や、東京都知事的美濃部亮吉氏からの復刊を祝う言葉が掲載されているので、紹介すると共に読み直して初心に帰ろうと思う。

復刊をよろこぶ

行政管理庁統計基準部長
美濃部 亮 吉

永年の待望であった「機関誌」の復刊は、茨城県下の統計関係者の大きなよろこびに違いない。

かえりみれば戦後の再建途上の地方統計界において、茨城県は独自の分野を開拓し、確固たる地歩を築いてきた。県統計協会の充実と強化、地方事務所調査課の設置による地方調査網の整備、各郡別に行われる統計大会その他の活潑な行事の数々、1950年センサス記念統計館の建設等われわれの知っているものだけでも枚挙にいとまなくらいである。そして他県の追従を許さないような思いきった企画が多いのである。

このような企画は、いずれも村田課長によってたてられ、そして実行されたものであるから、村田課長の努力に負うところが大きいことは万人の認めるところであるようだ。しかし私は、それらの独創的な企画を受け入れることができる県民性がなかったならば、今日の成功をもたらすはしなかったであろうと思う。すなわち永い歴史のうちに培われた進取の気風が県民性となり、これが文明の利器としての統計への積極的関心となり、今日の茨城県の統計の振興をもたらす要因となっているものと考えらる。

戦後順風に帆をあげたような統計の発達に伴って膨張した統計機構は、多難な前途が横たわっている。しかし中央地方の統計家は手を携えて、著しく前進した国民の統計思想を一步も後退させないように努めなければならない。

この意味において、私は「機関誌」の復刊をよろこぶとともに、貴県下の統計家の一そうの御努力を望む次第である。

祝 復 刊

総理府統計局長
森 田 優 三

茨城県統計協会は創立以来活潑な活動を続けて来られた。地方ブロックの研究活動も極めて盛んであるし、まだ拝見していないが他県にその例を見ない統計館も経営しておられる。今回、暫く中断されていた「機関誌」の復刊をみることになったのは錦上更に花を添えるものであって、誠にお芽出たいことである。謹んで祝意を表し、協会員各位の御熱意に敬意を表したい。

茨城県では地方ブロック毎にしばしば研究会が催されて見るべき成績をあげられておられるのであるが、この種の集会は回数に制限があってそう度々開くというわけにもいかない。その上、集会で耳から吸収する知識は必ずしもその全部が記憶に残るとは申されない。これに対して「機関誌」は任意の回数発行することができ、日夕手許においてその記事は読む人の努力次第で一字残さず脳裡におさめることができる。統計事務にたずさわる人達はその知見をひろめる手段として用うる最良の方法であると思う。

高度化した今日の統計実務にたずさわる人は、絶えず自ら求めて理論と実践の進歩に遅れをとらない心構えが大切である。本誌が精選された記事によって、協会員各位のこうした真摯な要請をみたすことができれば、茨城県の統計業務は更に光輝を増し、ひいては県政を裨益すること極めて大なるものある可きを信じて疑わない。

復刊に際し、本誌の今後に絶大な期待を寄せ、一言祝辞とする次第であります。